

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 県税に関する申告等の期限の延長 (税 務 課) 一
○生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 一
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 二
○生活保護法による施術者の指定の変更の届出 (同) 二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二
○県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (二件) (防災砂防課) 三
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止 (同) 四
○都市計画変更案の縦覧 (都市計画課) 五
選挙管理委員会
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (平成二十九年分) 五

告 示

○宮城県告示第八百八十九号
宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号。以下「条例」という。)第十三条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に条例に基づく課税地を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元年十月十二日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付並びに条例第四百四条の八第

二項の規定による自動車税の環境性能割の納付、条例第八十条の三第二項による自動車税の種別割の納付及び条例第六十六条の二第二項の規定による狩猟税の納付に係るものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

角田市、伊具郡丸森町

○宮城県告示第八百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
引地クリニック	白石市鷹巣東一―五―二十六	令和元年十月一日
富ヶ丘内科・アレルギー科	富谷市富ヶ丘二―十一―四十四	令和元年十月一日
さすな薬局 富ヶ丘	富谷市富ヶ丘二―十一―四十五	令和元年十月一日
愛の杜めぐみ薬局	名取市愛の杜一―二―七	令和元年十月一日
ウエルシア薬局 利府青山店	宮城郡利府町青山二―一―九	令和元年十月一日

○宮城県告示第八百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
引地泌尿器科内科クリニック	白石市旭町四一六	令和元年九月三十日
愛の杜めぐみ薬局	名取市愛の杜一三二七	令和元年九月三十日
守安医院	大崎市古川七日町六一十八	令和元年八月一日
有限会社佐々木薬局	大崎市古川七日町四一十	令和元年七月三十一日
登米市立登米診療所	登米市登米町寺池桜小路百三十二一	令和元年七月三十一日

○宮城県告示第八百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
柴田薬局		柴田郡柴田町榎木下町二一八一	令和元年七月一日
変更後	柴田オレンジ薬局		

○宮城県告示第八百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変 更 年 月 日
高野 能成		サンサン接骨院	仙台市若林区沖野五一三十一 仙台市宮城野区宮城野二一三三 一七 一 日	令和元年九月一日
変更後				

○宮城県告示第八百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指 定 年 月 日
〇四一〇七〇〇五七九	生活介護あすもね 名取市美田園五丁目四一四	生活介護	株式会社ウエルシスパートナーズ	令和元年十一月一日
〇四一〇九一七〇八二	就労支援事業所 ゆい 多賀城市栄二丁目六番十八号	就労継続支援B型	特定非営利活動法人結	令和元年十一月一日
〇四一二五〇〇八七九	指定障害福祉サービス事業所 葵あおい 大崎市田尻沼部字下高野東百番地一	就労継続支援B型	一般社団法人はびかむ	令和元年十一月一日

○宮城県告示第八百九十五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
三輪田	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）	令和元年九月二十七日

○宮城県告示第八百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において縦覧に供する。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

北沢向急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	栗原市
町村区	
大字	鶯沢
字	南郷北沢向
地番	三番四号
標柱番号	一号及び二号
	六番一号
	七番二号
	八十二番六号
	南郷南沢
	十五番
	二十番三号
	南郷北沢向
	三十一番、三十二番及び三十三番
	八十四番
	南郷南沢
	二十番二号
	二十七番十四号
	南郷北沢向
	三十一番、三十二番及び三十三番
	八十四番
	南郷南沢
	八十四番

南郷館浦	十番地先道路敷	二十二号
南郷南沢	十九番九号	二十三号
南郷南沢	七十八番	二十四号
南郷北沢向	三十一番、三十二番及び三十三番	二十五号から二十八号まで
南郷南沢	八十四番	二十九号から三十三号まで
南郷南沢	八十二番一号	三十四号
南郷南沢	八十二番二十二号	三十五号
南郷南沢	八十二番二十一号	三十六号
南郷北沢向	七番二号	三十七号
南郷北沢向	三番四号	三十八号

（筆界未定地については、該当する可能性のある地番を列挙している。）

○宮城県告示第八百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所において縦覧に供する。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 要害の3急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	宮城郡
町村区	七ヶ浜町
大字	東宮浜
字	吉子
地番	五十四番八号
標柱番号	一号

宮城郡	郡市	七ヶ浜町	町村区	松ヶ浜	大字	浜屋敷	字	百四十三番	地番	一号から三号まで	標柱番号
-----	----	------	-----	-----	----	-----	---	-------	----	----------	------

二 浜屋敷急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

吉子	要害													
五十四番八号	十七番二号	十七番一号	十六番十号	十六番十五号	二十二番一号地先道路敷	二十二番一号	二十一番一号	十一番二号	五十一番一号	五十番一号	五十二番	五十四番三号	五十六番四号	五十六番一号
二十二号	二十号及び二十一号	十九号	十八号	十七号	十六号	十三号から十五号まで	十一号及び十二号	九号及び十号	七号及び八号	六号	五号	四号	三号	二号

栗原市	郡市	鶯沢	町村区	南郷南沢	大字	南郷北沢向	字	八十二番一号	地番	一号	標柱番号
六番一号											二号及び三号

二 北沢向急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栗原市	郡市	鶯沢	町村区	南郷南沢	大字		字	八十二番七号	地番	一号及び四号	標柱番号
八十二番十一号											二号及び三号

一 南沢急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

○宮城県告示第八百九十八号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止する。
なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において縦覧に供する。
令和元年十一月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

洞坂	無地番	四号から十一号まで
一番	百四十二番二号	十二号及び十三号
	百四十二番三号	十四号及び十五号
	十六号から二十五号まで	

南郷南沢		七番二号	四号及び五号
南郷南沢		八十二番七号	六号及び七号
南郷南沢		八十二番一号	八号及び九号
南郷北沢向		八十二番十三号	十号
南郷北沢向		二十番二号	十一号
南郷北沢向		二十七番十号	十二号
南郷館浦		三十一番	十三号
南郷館浦		三十二番	十四号
南郷館浦		十九番九号	十五号
南郷南沢		七十八番	十六号
南郷南沢		八十四番	十七号から十九号まで
南郷南沢		八十二番	二十号、二十三号及び二十四号

○宮城県告示第八百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙南広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和元年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

仙南広域都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、白石市役所（建設部都市整備課）、角田市役所（産業建設部都市整備課）、蔵王町役場（建設課）、大河原町役場（地域整備課）、村田町役場（建設課）、柴田町役場（都市建設課）、川崎町役場（建設水道課）、丸森町役場（建設課）

四 縦覧期間

令和元年十一月八日から令和元年十一月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

選挙管理委員会

○宮選挙告示第百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十九年分収支報告書について、平成三十年宮選挙告示第百二十九号の一部を次のとおり改める。

令和元年十一月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

3 本年収入の内訳中

「団体分 1,270,000」を「団体分 1,170,000」に改める。
政治団体分 100,000」

5 寄附の内訳中

「日本茶道修復師連盟 100,000 東京都台東区」を「政治団体分」に改める。
日本茶道修復師連盟 100,000 東京都台東区」